

GET ビジネス学習館
2012 行政書士講座

第8回 憲法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

3. 会議の原則

(1) 定足数と表決数

けんちゃんのまとめ

〈会議の原則〉

定足数	議事・議決の定足数は総議員の3分の1以上
表決数	原則：出席議員の過半数 ※可否同数の時は議長が決する 例外：① 出席議員の3分の2以上 (1) 議員の資格争訟の裁判で議員の議席を失わせる場合 (2) 秘密会を開く場合 (3) 議員を除名する場合 (4) 法律案を衆議院で再可決する場合 ② 総議員の3分の2以上 (1) 憲法改正の発議

(2) 公開

〈57条①〉

- 会議は、原則：公開
例外：出席議員の3分の2以上の議決した時は秘密会

〈57条②〉

- 会議録は

		記録の保存	記録の公表	記録の頒布
通常の会議		○	○	○
秘密会	通常の記録	○	○	○
	特に秘密を要すると認められるもの	○	×	×

4 国会と議院の権能

1. 国会の権能



(5) 弾劾裁判所の設置

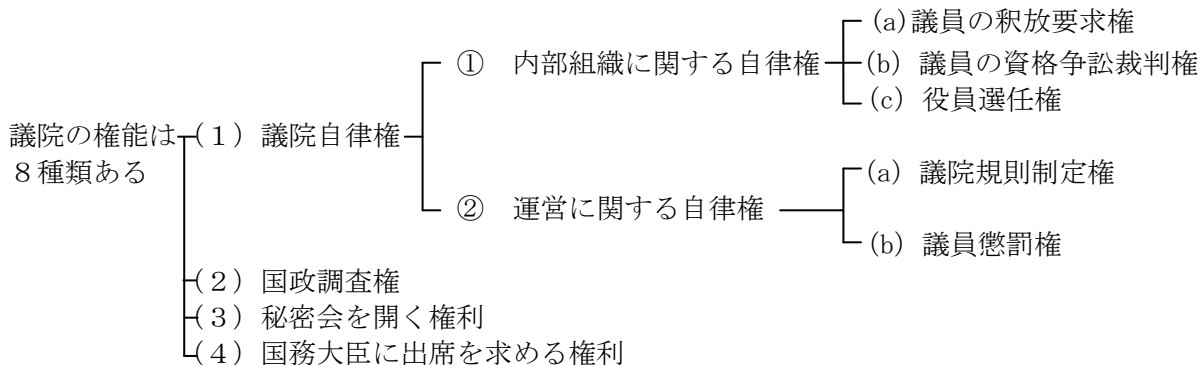
〈64条①〉

- 弾劾裁判所は終審としての裁判ができ、設置は国会の権能
(行政機関・司法機関が行う事できない)
- ↓
- 弾劾裁判所の判断が最終。の意

〈64条②〉

- 主な裁判官弾劾法
 - i 弾劾裁判の対象は裁判官のみ
 - ii 弾劾裁判所は両議院の議員各々7人ずつで組織する
 - iii 弾劾裁判所で罷免された裁判官はその判決に関して司法裁判所には出訴できない

2. 議院の権能



(1) 議院自律権

〈55条〉

- 資格争訟の裁判とは、当選した議員が、法定の被選挙権（プリント P45）を有しているか、兼職を禁じられた公職に就いていないかどうかについてする裁判の事を言います。
 実際には選挙の際に審査されるため、このような事態はほとんどないです。
 （資格訴訟とは書かない事に注意してぴょん）
- この裁判に不服があってもその議員は裁判所に出訴できない。

〈58条①〉

- その他の役員とは、副議長・仮議長・常任委員長・事務総長を言う（国会法16条）

〈58条②〉

- 懲罰とは、戒告・陳謝・登院停止・除名の4種を言う

(2) 国政調査権

〈62条〉

- 国政調査権の行使方法は、
 - i 証人の出頭と証言の要求（証人喚問）
 - ii 記録の提出の要求
 - iii 議員の派遣（国会法103条）
- 犯罪捜査で利用される強制手段は認められていない（例：捜索・押収・逮捕）
- 明治憲法には国政調査権制度はなかった

けんちゃんのまとめ

〈議院の権能〉

衆参両院が有している権能		衆議院のみが有している権能	参議院のみが有している権能
(1) 議院の自律権			
① 内部組織に関する自律権	② 運営に関する自律権	(2) 国政調査権 (3) 秘密会を開く権利 (4) 国务大臣の出席を求める権利	① 緊急集会での議決権
(a) 会期前に逮捕された議員の釈放要求権 (b) 議員の資格争訟の裁判権 (c) 役員選任権	(a) 議院規則制定権 (b) 議員懲罰権		
		① 法律案の再議決権 ② 予算の先議 ③ 内閣不信任案の可決権又は内閣信任案の否決権	

第4章 内閣

1 行政権の意義

〈65条〉

- 条文に「すべて」と、ないことから 全ての行政権が内閣にあるわけではない。
(76条と比較)
憲法が認める内閣以外の行政権として「会計検査院」がある(90条)
また、独立行政委員会もある。

3 内閣の組織

〈66条①〉

- 内閣は、総理大臣と14人以内の国务大臣(特別の必要ある時は17人以内)により組織され、
一体となって行動する。



内閣は閣議に基づいて職権を行使する。閣議の意思決定方法は全員一致による(内閣法4条)

- 国务大臣は内閣の下に設置される 1府12省庁の主任の大臣として行政事務を担当する。
(国务大臣の中には行政事務を担当しない無任所大臣も認められている)



広義には各省大臣以外の大を指し、内閣官房長官、
国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣も含まれるが、
狭義ではこれらを除いた、どの行政機関をも管掌しない大臣を指す。



【1府12省庁】

府(1)：内閣府

省(11)：総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通
省、環境省、防衛省

委員会(1)：国家公安委員会

(注) 国家公安委員会は警察庁を管理するため庁と数える。

2. 国务大臣

〈68条①②〉

- 内閣総理大臣の指名権は国会にある(67条)
国务大臣の任命・罷免権は内閣総理大臣にある

3. 総辞職

(2) 内閣総理大臣が欠けた場合、新国会が召集された場合

〈70条〉

- 総理大臣が欠けた時とは、
死亡・辞職・資格争訟の裁判で国会議員の地位を失った時（55条）
(総理大臣は国会議員でないとダメだからだぴょん)
- 内閣総理大臣が欠けたときは、予め指定する国務大臣が臨時に内閣総理大臣の職務を行う
(内閣法9条)
- 内閣が総辞職しないかん時
 - i 衆議院で不信任の決議案が可決、又は信任の決議案が否決された時で10日以内に衆議院が解散されない時（69条）
 - ii 総理大臣が欠けた時（70条）
 - iii 衆議院議員選挙の後に初めて国会が召集された時（70条）
- 国務大臣の過半数は国会議員でなくてはならないので（68条①）国務大臣の過半数が国会議員でなくなった時は内閣は総辞職しなければいけない事になるが、実務的には、総理大臣が国務大臣の任免権を行使して（68条②）国務大臣の過半数が国会議員であるようにすれば良い。と解されている。

けんちゃんの参考資料

- 総理大臣が「国会議員の地位を失う時」には、
- i 資格争訟の裁判（55条）
 - ii 議員の任期満了（45条）（46条）
 - iii 衆議院の解散（69条）

の3種類がありますが、内閣が総辞職しなくてはいけない場合とは、**iの資格争訟の裁判により総理大臣が国会議員の地位を失う時**です。

総理大臣が、iiの議員の任期満了やiiiの衆議院の解散により、国会議員の地位を失う時は、**内閣は即総辞職する必要はありません**。

なぜならばこの場合には、内閣は職務を継続し選挙後に行われる国会において、新しい総理大臣が指名された時に総辞職するからです。

4 内閣と内閣総理大臣の権能

内閣の権能と内閣総理大臣の権能を区別して覚えるのが大事なのさ。ああこりゃこりゃ

1. 内閣の権能

- 内閣の権能のまとめ
 - ① 法律を誠実に執行し、国務を総理する事 (73 条 1 号)
 - ② 外交関係を処理する事 (73 条 2 号)
 - ③ 条約を締結する事 (73 条 3 号)
 - ④ 法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理する事 (73 条 4 号)
 - ⑤ 予算を作成して国会に提出する事 (73 条 5 号)
 - ⑥ この憲法及び法律の規定を実施する為に、政令を制定する事 (73 条 6 号)
 - ⑦ 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定する事 (73 条 7 号)
 - ⑧ 最高裁判所の長たる裁判官を指名する事 (6 条②)
 - ⑨ 国会の臨時会の招集を決定する事 (53 条)
 - ⑩ 参議院の緊急集会を求める事 (54 条②)
 - ⑪ 最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官及び下級裁判所の裁判官を任命する事 (79 条①80 条①)
 - ⑫ 予備費を支出する事 (87 条①)
 - ⑬ 決算を国会に提出する事 (90 条①)
 - ⑭ 国会及び国民に対して国の財政状況について報告する事 (91 条)
- 憲法には内閣の法律案提出権についての条文はないが、
内閣法 5 条に「総理大臣は内閣を代表して内閣の提出の法律案を国会に提出する」とあり、内閣の法案提出権を認めている

2. 内閣総理大臣の権能

(2) 内閣の代表

〈72 条〉

- 内閣総理大臣の職務 (内閣の職務 (73 条) と区別して覚えよう)
 - i 内閣を代表して議案を国会に提出
 - ii 一般国務及び外交関係について国会に報告
 - iii 行政各部を指揮監督する

(3) 法律・政令の署名および連署

〈74 条〉

- 法律案は両議院で可決した時又は衆議院で再可決した時に法律となり (59 条①②)
主任の国務大臣が署名し総理大臣が連署する事で執行の責任を明らかにして (74 条) 法律の公布は内閣の助言と承認に基づき天皇がする (7 条①)
- 署名と連署は各々の義務であり、拒否はできない
- 署名と連署がなくても、法律・政令の効力には影響しない

〈75 条〉

- まとめると・・・国務大臣の任命・罷免権は総理大臣にあり (68 条)、
国務大臣を訴追するには総理大臣の同意必要

けんちゃんのまとめ

【内閣総理大臣についてまとめると・・・】

指名	国会議員の中から国会が指名する（67条①） ※この指名は他の全ての案件に先だって行われる
任命	天皇が任命する（6条①）
資格	① 国会議員でなければならない（67条①） ② 文民でなければならない（66条②）
権能	① 国務大臣の任命・罷免（68条） ② 議案の国会への提出（72条） ③ 一般国務及び外交関係についての国会への報告（72条） ④ 行政各部への指揮監督（72条） ⑤ 法律・政令への連署（74条） ⑥ 国務大臣の在任中の訴追に対する同意（75条）

第5章 裁判所

1 司法権の意義とその範囲

〈76条①〉

○ 最高裁判所→憲法上必ず置かないかん

下級裁判所→憲法上設置を義務付けてはいるが、具体的内容は裁判所法に委ねている。

この裁判所法を受けて「高等裁判所」「地方裁判所」「家庭裁判所」

「簡易裁判所」がある

1. 司法権の意義

裁判所は、原則：①法律上の争訟を裁判する

②民衆訴訟・機関訴訟を裁判する（裁判所法3条①）

例外：国会議員の資格争訟の裁判（55条）・裁判官の弾劾裁判（64条）・以下の（i）

から（ix）は、裁判できない

2. 「法律上の争訟」についてと 3. 司法権の限界

裁判所は、司法権を行使する機関として、民事・刑事・行政に関する紛争を解決する。

しかし、世の中に存在する全ての紛争を解決するのではない。

例えば、国会議員の資格争訟（55条）や弾劾裁判（64条）のように憲法が明文をもって、裁判所以外の機関に判断させる事を定めている事項は、裁判所の審理の対象とはならない。

また、裁判所は、法を適用して紛争を解決するので、法を基準にして解決できない紛争は裁判所の審理の対象とはならない。

これらのことから裁判所法3条①は「裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判する」と定めている。

特定の紛争が「法律上の争訟」に該当する為には、その紛争が

① 当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争であって

② 法律の適用により終局的に解決できるもの

をいう。この要件を欠く時は、裁判所の審査権が及ばない。

裁判所の審査権が及ばない場合をまとめると

（i）抽象的に法令の解釈又は効力を争っても裁判所の審査権は及ばない。（警察予備隊違憲訴訟）

（ii）単なる事実の存否、学問上の論争は、裁判所の審査権が及ばない。（技術士国家試験事件）

（iii）宗教上の教義に関する判断を求める訴えは、法規の適用によって終局的に解決すべき法律上の争訟にあたらぬ。（板まんだら事件）

（iv）国会議員の資格争訟（55条）

（v）弾劾裁判（64条）

（vi）国会・各議院の自律権（警察法改正無効事件）

（vii）統治行為（苦米地事件）

（viii）自由裁量行為（朝日訴訟）（堀木訴訟）

（viii）部分社会の法理（村会議員出席停止事件）（富山大学単位不認定事件）（共産党袴田事件）

（x）条約による制限

（ix）治外法権

警察予備隊違憲訴訟

事案

左派社会党員鈴木茂三郎は、当時国が行った警察予備隊の設置について、憲法 9 条違反であるとして、無効の確認を求めて、最高裁判所に直接出訴した。

争点

裁判所の持つ違憲審査権の性格として、具体的に訴訟事件が起きてないときでも審査権を行使できるか(抽象的審査権を有するのか)

〈判旨〉

わが現行の制度の下においては、特定の者の具体的な法律関係につき紛争の存する場合においてのみ、裁判所にその判断を求めることができるのであり、裁判所がかような具体的事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解には、憲法上および法律上なんらの根拠もない。

(技術士国家試験事件)

事案

技術士試験を受験し不合格になった者が、自分は正しい解答をしており不合格の判定は誤りであるとして訴えた。

〈判旨〉

裁判所が審判しうる対象は、「法律上の争訟」に限られ、「法律上の争訟」とは、法律を適用することによって解決することのできる権利義務に関する紛争の事を言う。

法令の適用によって解決するに適さない単なる政治的又は経済的問題や技術上又は学術上に関する紛争は裁判所の裁判を受ける事柄ではなく、国家試験における合格・不合格の判定は、その試験実施機関の最終判断に任せられるべきものであって裁判所が判断できる事柄ではない。

板まんだら事件

事案

ある宗教団体の本尊を安置する堂の建設のために寄付をした者が、後に本尊は偽物であると判明したとして寄付金の返還を求めた。

争点

この事件は「寄付金の返還を求めると」という具体的な権利義務に関する紛争という形になっているが、事件解決のために本尊が本物か偽物かを裁判所が判断しなければならない事が問題になった。

〈判旨〉

この事件は、信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断を裁判所に求めるに等しいものであってその実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであって、裁判所法 3 条にいう「法律上の争訟」にあたらぬ。

警察法改正無効事件

争点

国会での議事手続きが違法なため無効ではないかと争われ、国会の議事手続きは司法審査の対象となるか?

〈判旨〉

裁判所は両院の自主性を尊重して、有効無効を判断すべきではない

(苦米地事件)**事案**

昭和 27 年、第 3 次吉田内閣により、抜き打ち解散が行われた。(それまでの衆議院解散は憲法 69 条の不信任案の可決か、信任案の否決でのみと限定されていた。そういう時代に、突然、憲法 7 条根拠の衆議院解散を行ったため、当時の衆議院議員たちは初の 7 条根拠の解散に驚き『抜き打ち解散』と呼びました。現在では珍しくはなく、むしろ 7 条根拠の解散の方が多い。) この解散に対して、当時、衆議院議員であった苦米地氏が、前例の無い 7 条解散は違憲であるとして、衆議院議員たる地位の確認と歳費の支払いを求めて出訴しました。

争点 1

衆議院の解散は違憲審査の対象となるか？

〈判旨〉

現実に行われた衆議院の解散が、その依拠する憲法の章条について適用を誤ったが故に、法律上無効であるかどうか、又、解散を行うにつき憲法上必要とせられる内閣の助言と承認に瑕疵があったが故に無効であるかどうかは、裁判所の審査権に服しないものと解すべきである。

争点 2

統治行為は、司法審査の対象にならないのか？

〈判旨〉

直接、国家統治の基本に関する、高度に政治性のある国家行為のごときは、たとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であっても、かかる国家行為は裁判所の審査権の外にあり、その判断は主権者たる国民に対して政治責任を負うところの政府、国会等の政治部門の判断に委ねられ、最終的には国民の政治判断に委ねられているものと解すべきである。

④ 部分社会の法理

一般市民法秩序と直接関係のない内部紛争は、司法審査の対象としない。という考え方を**部分社会の法理**という。

〈具体例〉

(I) 国公立大学 (富山大学単位不認定事件)**(i) 単位授与行為**

一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを是認するに足りる特段の事情のない限り、司法審査の対象とならない

(ii) 専攻科修了(卒業)の認定

司法審査の対象となる

(II) 地方議会 (村会議員出席停止事件)**(i) 議会への出席停止処分**

司法審査の対象とならない

(ii) 議員の除名処分

司法審査の対象となる

(III) 政党 (共産党袴田事件)

(i) 政党が組織内の自律的運営として党員になした処分は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、司法審査の対象とならない

(ii) 政党が党員に対してなした処分が一般市民としての権利利益を侵害する場

合であっても、処分の当否に関する裁判所の審理は、政党の自律的に定められた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に基づき、右規範を有しないときは条理に基づいて、適切な手続きに則ってなされたか否かの点に限られる。

(富山大学単位不認定事件)

事案

富山大学の学生 X らは、A 教授の授業を受講し、A 教授の試験で合格の判定を得た。しかし、大学側は、A 教授に対し、不行跡（品行が悪い事）の科で、授業担当停止措置をとっており、X たちの試験は非正式であるとして、単位を授与しなかった。そのため X らは大学を提訴した。

争点 1

大学の内部的な問題は司法審査の対象となるか

〈判旨〉

国公立であると私立であると問わず、大学は学生の教育と学術の研究とを目的とする教育研究施設である。大学は、その目的を達成する為に、法律に格別の定めがないような時には、学則により規定、実施することができる自律的、包括的な権能を有する。このように、大学は特殊な部分社会を形成しており、大学における法律上の係争すべてが、当然に裁判所の司法審査の対象とはならず、一般市民法秩序と直接の関係のない内部的問題は、司法審査の対象から除かれる。

争点 2

単位授与は内部的な問題か

〈判旨〉

単位授与行為は、一般市民法秩序と直接の関係を肯定するに足りる特別の事情がない限り、純然たる大学内部の問題として、大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきものであり、司法審査の対象にはならない。

争点 3

専攻科修了（卒業）の認定・不認定は、司法審査の対象になるか

〈判旨〉

専攻科修了の認定をしない事は、一般市民としての学生の国公立大学の利用を拒否することに他ならないものというべく、学生が一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害するものと解される。されば専攻科修了の認定・不認定に関する争いは司法審査の対象となる。

(村会議員出席停止事件)

事案

条例の改廃に反対する 2 人の村議会議員がいた。2 人は改正賛成派の議員から「条例の制定に反対して、議事を混乱に陥れている」として、3 日間の出席停止処分を受け、退席させられた。2 人を退席させた後、条例は 3 分の 2 以上の賛成多数で可決した。出席停止を受けた 2 人の村議会議員は、出席停止処分と可決した条例改正の無効を主張して出訴した。

争点 1

地方議会議員の出席停止懲罰決議は司法審査の対象となるか

〈判旨〉

法律上の係争の中には事柄の性質上司法裁判権の対象の外におくを相当とするものがある。けだし、自立的な法規範を持つ社会ないし団体に在っては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判をまつを相当としないものがあるからである。本件における出席停止

の如き懲罰はまさにそれに該当する。

争点2

地方議会議員の除名処分は司法審査の対象となるか

〈判旨〉

決議無効の確認並びに損害賠償請求事件（最大判昭35年3月9日）では、議員の除名処分を司法裁判の権限内の事項としているが、右は議員の身分に関する重大事項で、単なる内部規律の問題ではないからであって、本件における議員の出席停止の如く議員の権利行使の一時的制限に過ぎないものは、自ら趣を異にしているのである。従って、除名処分を司法裁判権に服させても、出席停止については別途考慮し、これを司法裁判権の対象から除き、当該自治団体の自治的措置に委ねるを適当とする。

（共産党袴田事件）

事案

日本共産党は、反党的表現活動を理由に幹部の袴田里見氏に除名処分を行った。共産党は袴田氏が党所有の家屋に居住していた為、家屋の明け渡しを求め提訴した。これに対し、袴田氏は除名処分の無効を主張した。

争点1

政党の内部的な問題は司法審査の対象となるか

〈判旨〉

政党が党员に対して行った処分が、一般市民秩序と直接関係のない内部的な問題にとどまる限り、裁判書の審査権は及ばない。

争点2

裁判所は政党の除名処分の可否を裁けるか

〈判旨〉

党员への除名処分が、一般市民としての権利、利益を侵害する場合であっても、その処分の当否は、党規範（なければ条理）に照らして、適正な手続きに則ってなされたか否かによって決すべきである。